

## 審査実施要領

### 1. 基本的な考え方

受託者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、三島町にとって最適な事業者を選定するため、「企画提案書の評価」、「プレゼンテーション審査」の合計点が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。

### 2. 審査委員会

受託候補者を選定するため審査委員会を設置し、評価項目等に基づき審査する。

## 3. 審査基準

企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価の基準は以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 企画提案書の評価基準」による審査結果に基づく評価点により行う。

## (1) 企画提案書の評価基準 (100点)

評価項目	評価内容	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の保険薬局運営に関する実績は十分か。</li> <li>・事業者の経営状況は良好か。</li> <li>・病院の敷地外保険薬局設置に関する方向性を十分に理解しているか。</li> <li>・事業を円滑に実施するための体制が整えられるか。</li> <li>・収支計画は事業遂行時に起こりうるリスクを想定し、十分な予防対策と発生時の対応を事前に検討しているか。</li> </ul>	20点
計画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設計画は妥当か。</li> <li>・薬局の開設時期は適当か。</li> <li>・事業収支計画は妥当か。</li> </ul>	15点
薬物療法提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な薬学管理のニーズに対応可能な薬剤師の配慮が可能か。</li> <li>・がん治療に関する専門・認定薬剤師資格を有する薬剤師を常勤で配置しているか。</li> <li>・個別の服薬指導が可能か。</li> <li>・相談窓口はプライバシーに配慮した構造であるか。</li> <li>・混雑緩和や待ち時間短縮に対する工夫がされているか。</li> <li>・その他高度薬学管理機能に関する提案があるか。</li> </ul>	20点
医療機関及び他保険薬局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外薬局利用者のうち、地域のかかりつけ薬局へ移行可能な場合については勧奨し、かかりつけ薬局へはFAX等で情報提供できる仕組みを構築できるか。</li> <li>・処方内容の提案や副作用のフィードバックなど、医療機関と連携が図れるか。</li> <li>・その他地域連携に対する提案があるか。</li> </ul>	20点
地域医療への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師会への加入</li> <li>・三島町国民健康保険運営協議会への加入</li> <li>・その他地域医療の向上に資する提案があるか。</li> </ul>	15点
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には病院が行う災害時医療（薬品の提供等）が可能か。</li> <li>・その他災害や健康危機管理に対する提案があるか。</li> </ul>	5点
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に病院や地域の医療機能向上に関する有効な提案があるか。</li> </ul>	5点

4. 受託候補者の決定方法

(1) 受託候補者の決定方法

上記3.(1)の合計(100点満点)で最も得点が高い上位1者を第1位の候補者として選定する。2番目に得点が高かったものを第2位の候補者として選定する。以下同様。

(2) 受託候補者の繰り上げ

受託候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生したときは、次順位の候補者になった者と当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

(3) 合計得点と同点である場合、以下により順位を決定する。

①実績などに応じて総合的に判断する。

以上